

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

神戸町教育大綱

令和7年4月

神戸町長 藤 井 弘 之

1. 大綱策定の趣旨

平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が一部改正、施行され、町長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

これを受け、町長、教育長及び教育委員からなる総合教育会議において、教育行政の目標や方針等について協議を行い、「神戸町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めるものです。

2. 大綱策定にあたっての考え方

平成27年5月に開催された神戸町総合教育会議において、平成27年度及び平成28年度の大綱については、「神戸町第4次総合計画」の第2部 基本構想、第3章 施策の大綱、目標2 教育・生涯学習「豊かな心と創造性を育むまちづくり」をもって、大綱に代えることとしました。

平成29年度以降の大綱については、「神戸町第5次総合計画（平成29年度～平成36年度）」（以下「総合計画」という。）を基本として改定しました。

令和7年度からは、「神戸町第6次総合計画」がスタートします。「第6次総合計画」では、まちの将来像を「みんなの笑顔 未来へつなごう とともに支えあうまち ごうど」とし、教育の分野では、「地域社会を支える人と文化を育むまちづくり」を基本目標に設定し、様々な施策が掲げられています。令和7年度以降の大綱について、第6次総合計画、基本目標3「地域社会を支える人と文化を育むまちづくり」を基本として改訂し、新たに策定することとしました。

具体的には、基本方針を実現するための施策の柱は、総合計画における教育関係の施策により構成しています。

今後、総合計画、大綱を受けて、年度ごとの神戸町教育の方針と重点が策定され、本町の教育に関する基本的な考え方や方針を継承しつつ、教育行政の確実なレベルアップを図ります。

3. 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、当大綱が総合計画の体系を基本としていることから、「神戸町第6次総合計画」の期間に合わせて、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。ただし、総合計画が見直された場合や社会情勢の変化により、策定時には想定されなかった教育上の課題等が新たに生じた場合は、迅速に大綱を見直します。

4. 基本方針

(1) 神戸町の将来像（第6次総合計画）

みんなの笑顔 未来へつなごう ともに支えあうまち ごうど

(2) 大綱の目標

地域社会を支える人と文化を育むまちづくり

(3) 神戸町の教育の方針

感動と活力のある教育を推進し、郷土を愛し、心身ともに健康で創造性豊かなひとづくり

(4) 重点方針と施策

① 幼児・学校教育の充実

児童生徒が安心して快適に学習に取り組むことができる環境を整え、「生きる力」を育成する幼児教育、学校教育を推進します。また、誰一人取り残されない学びの保障のために、多様な学びの場を確保します。

地域全体で子どもを育てていくために、保護者、地域住民との信頼関係を築き、家庭や地域と一体になった学校教育の充実に努めます。

② 生涯学習の振興

子供から高齢者まで、住民の多様なニーズに応じて、あらゆる世代の住民が生涯学習に取り組むことができる機会の提供や、学習の拠点となる施設の効果的な活用に努めます。

③ 芸術文化の振興・文化遺産の保護

郷土の歴史、文化を身近に感じられるまちづくりを進めるため、優れた歴史・文化や芸術に接する機会の拡充に努め、伝統文化の継承を推進します。

④ 生涯スポーツの振興

関係団体と連携して、多様なスポーツ振興を進めるとともに、体力の保持と増進、競技力の向上、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めます。また、誰もが気軽に楽しめる生涯スポーツの環境づくりのため、施設の適正管理と充実に努めます。

⑤ 男女共同参画と多文化共生

男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めるとともに、国籍や文化の違い等にとらわれず、誰もが人権を尊重され、地域コミュニティの一員として互いに認め合える関係を築くことができるように努めます。